

江南市監査公表第3号

令和3年12月15日付け江南市職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和4年2月10日

江南市監査委員 倉知 義治

江南市監査委員 牧野 圭佑

## 第1 請求の受付

### 1 請求人の住所・氏名

住 所 江南市

氏 名

### 2 請求書の提出日

令和3年12月15日

### 3 請求の要旨（原文のまま、資料は省略）

1 令和3年初旬、江南市議会議員（議員本人）が、すいとぴあ江南に赴いた際、1階階段下壁の簡易的な修繕に気づいた。その件について、すいとぴあ江南の指定管理者である株式会社大成に確認したところ、平成29年4月19日に泥酔した江南市職員の行為により壁が破損され、簡易的に修繕したものであることが判明した。令和3年6月江南市議会定例会のの一般質問「すいとぴあ江南について」において、江南市の財産であるすいとぴあ江南の修繕経緯についての詳細な経緯の確認に至った。

江南市勤労会館及び展望タワー等（すいとぴあ江南）指定管理者業務仕様書によれば、利用者による建造物及び器物損壊については、8. 法令等の遵守の項目中の江南市勤労会館及び展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例、江南市勤労会館及び展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理及び運営に関する規則で原因者（損壊における当事者）が現況復帰することとされており、特に業務仕様書では利用者による建造物及び器物損壊における予算見積もりには言及されていない。現に平成30年4月21日（土）すいとぴあ江南の正面東側の駐車場（歩道側）に前向きに停めてあった自動車がバックするところ、誤って前進してしまい、ツバキの生垣を乗り越えて歩道の植樹にぶつかってしまった。利用者の過失による物損事故であるが、修繕の対応は原因者（当事者）に行なわせている。

一方、泥酔した江南市職員の行為により壁が破損された事実には、専門業者へ発注のうえ原因者（当事者）が負担すべきであるところ、簡易的な修繕にとし、SG万能刷毛70mm 2個、補修用壁紙他など8,452円のほかに補修にかかる人件費を要しているが、すいとぴあ江南は、原因者（当事者）に負担させることなく、予算外に費用を負担（支出）している。

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例第12条 原状回復の規定では、「利用者は、すいとぴあ江南の利用を終えたときには、施設等を原状に回復しなければならない。」、第13条 損害賠償の規定

では、「利用者及び入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の利用に係る入場者に起因する損害については、利用者が賠償しなければならない。」とされている。

また、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理及び運営に関する規則第13条 「利用者及び入場者の遵守事項の規定では、施設、付属設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失しないこと。」また、第15条 損傷又は滅失の届出の規定では、「利用者又は入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、すいとぴあ江南施設等損傷（滅失）届出書（様式第7）を速やかに市長に提出し、」とあるので、条例、規則によるところの主催者、並びに当事者の確認のため、秘書政策課に公文書請求にて確認したところ、担当者から「宴会の主催者は、部課長会ですが、代表となると市長政策室長になるかと思います。公的な会ではありませんので、公文書はない」とのことで文書不存在といった回答が出されました。

市当局に公文書請求にて届出の有無につき確認したところ、すいとぴあ江南施設等損傷（滅失）届出書は、主催者である市長政策室長からも当事者からも提出されておらず、条例、規則における届け出がされておらず、規定について履行がされていませんので条例違反と認められます。

担当部局である経済環境部商工観光課はこの条例違反を治癒するよう条例、規則に則して当事者に履行させる責任があり、市民への信頼を回復させなければなりません。

このように修繕について、美観を損ねることなく修繕がなされなかったのは、すいとぴあ江南と利害関係にある江南市の職員であったからではないのか、そこに忖度はなかったのか、建造物損壊の当事者を特定していながら、損害を請求せず、最終的に市の負担となっている事実、江南市としての施設管理責任と施設所有者である江南市の施設管理責任を問うものであり、財産に損害を与えた当事者に損害賠償請求すべきである。これを怠る事実、これに係わる職員の不作為行為に対して、必要な措置を講ずることを請求する。

2 損害賠償金の徴収が履行されなかった行為は、執行機関、職員による財務会計上の怠る事実は、市民への損失及び不信感を増幅させ、疑惑を招く信用失墜行為である。適切な修繕に掛かる修繕額が市の損害となる。よって、その費用を関係職員に対し請求することを勧告するよう求める。また、損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認と当該事件に関して、市長は市議会定例会一般質問の答弁で、「内容を当時の人事担当部長等々から聞き全容を知っている」と答弁しており、当時の人事担当部長等々から聞き取りを行ったうえ、経済環境部長、企画部長の、組織的に隠ぺいを調査について、当時の人事担当者への聞き取りを怠るなど調査における幹部職員対

応についての処分を求める。また、この事実がありながら、建造物損壊を犯した職員について、なんら行政責任（懲戒処分）、刑事責任、民事責任を問わない市当局の隠ぺい体質について、監査委員の所見を伺いたい。

#### 4 請求の要件審査

この請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年12月20日にこれを受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査の実施期間

令和3年12月20日から令和4年2月8日まで

#### 2 監査対象事項

平成29年4月19日に江南市勤労会館及び展望タワー等（すいとぴあ江南）（以下「すいとぴあ江南」という。）の壁が破損された件について、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを対象とした。

#### 3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から追加の証拠の提出はなく、また、陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

#### 4 監査対象部課

経済環境部商工観光課

#### 5 監査対象機関に対する調査

法第242条第5項の規定に基づき、令和4年1月14日に、すいとぴあ江南を所管する経済環境部商工観光課の職員から説明を受けた。

#### 6 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和4年1月14日に、すいとぴあ江南指定管理者である大成株式会社（以下「指定管理者」という。）の職員から説明を受けた。

### 第3 監査の結果

#### 1 認定した事実

監査対象事項に関する関係書類等の調査の結果、認定した事実は、次のとおり

である。

- (1) 平成29年4月19日に市職員が開催した宴会が始まる前に、経済環境部商工観光課が所管するすいとびあ江南の1階から2階にかけての階段踊り場の壁に異常はなく、その後指定管理者の職員が1階から2階にかけての階段踊り場の壁の破損（以下「壁の破損」という。）に気づいた。
- (2) 平成29年4月21日に指定管理者より壁の破損について、報告がされている。現地調査の結果、さらにクロス貼り等の修繕が実施されていることが確認された。
- (3) 修繕に要した費用は、SG万能刷毛70mm 2個等8,452円の一部である。
- (4) 前号の費用は、平成29年度すいとびあ江南指定管理料81,350,000円で賄われている。この金額は、江南市勤労会館及び展望タワー等（すいとびあ江南）の管理に関する協定書第15条の支払額内訳表に掲げる金額であり、その他指定管理に関する市の支出はない。

## 2 本件措置請求のうち却下となるものについて

「当時の人事担当者への聞き取りを怠るなど調査における幹部職員対応についての処分を求める。また、この事実がありながら、建造物損壊を犯した職員について、なんら行政責任（懲戒処分）、刑事責任、民事責任を問わない市当局の隠ぺい体質について、監査委員の所見を伺いたい。」については、法第242条第1項に定める当該行為又は怠る事実に対する予防、是正のための必要な措置とは解することができず、要件を満たしていないため、これを却下する。

## 3 監査委員の判断

住民監査請求の対象となるのは、法第242条第1項の規定により、「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」、「公金の賦課又は徴収を怠る事実」及び「財産の管理を怠る事実」の財務会計上の行為又は怠る事実とされている。

また、「財産」とは、法第237条第1項の規定により、「公有財産」、「物品」、「債権」及び「基金」を指す。

本件措置請求は、すいとびあ江南の壁の破損の修繕にかかる費用を、破損させた者（以下「原因者」という。）に負担させることなく、指定管理者が修繕を行った行為は、市に損害が生じており、本来であれば、美観を損なうことなく修繕したうえで、原因者が修繕費用を負担すべきであり、損害賠償請求権の適正な行使を行うよう市長に勧告することを求めるものであると認められる。よって、壁の破損の原因者に損害賠償請求しなかったことが、法第242条第1項に規定する「違法または不当に財産の管理を怠る」行為であるかを監査対象とした。

債権の管理を違法又は不当に怠っているかの判断については、地方公共団体が有する債権の管理について定める法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第256号、同16年4月23日第二小法廷判決民集58巻4号892ページ参照）。もっとも、地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識しえないような場合にまで、その行使を義務付けることはできないうえ、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の可否事態が必ずしも明らかでない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実に当たるというためには、少なくとも客観的にみて、不法行為の成立を認定するに足る証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は、入手し得たことを要するものというべきである（平成21年4月28日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

そこで、損害賠償請求権が発生しているかを検討するに、一般に損害賠償請求権の成立には、故意又は過失、因果関係、損害の発生等の要件を全て満たすことが必要である。

民法第709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しており、この場合、故意、過失の立証責任は債権者にあることが前提となっている。

市は、本件の壁の破損に関しては、江南市の職員が宴会の帰りに誤って転倒した際に穴を開けてしまったものであり、指定管理者において対応できる修繕であったことから、損害賠償請求権が発生する事案ではないと判断している。

また、請求人が修繕を原因者に行わせたとしている事例は、自動車による事故であり、運転者の損害賠償責任は明白である。

市の判断について検討するに、すいとぴあ江南は、平成18年4月1日から指定管理者により管理運営がなされている施設である。指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により、創設されたものである。指定管理者制度の創設により、従来、公共団体、公共的団体、地方自治団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることが出来るようになった。

権限と業務の範囲としては、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行うとされている。

施設の修繕に関する項目では、施設の根幹に係る修繕については、施設の所有

者である市が負担すべきであるが、運営上から生ずる軽易な修繕については、管理費用の範囲内とすべきであるとのことから、江南市勤労会館、展望タワー等(すいとぴあ江南) 指定管理者業務仕様書 9業務内容(2) すいとぴあ江南の施設及び設備の維持管理に関すること オ 修繕によれば、「1件 1,000,000円以下を対象とした修繕は、指定管理者の予算に基づき執行すること。なお、1件 1,000,000円を超える修繕は、江南市と協議の上、江南市が行うものとする。」と規定されている。すいとぴあ江南の壁の破損に関しては、指定管理者が先の規定に基づき、修繕を行ったものである。

また、すいとぴあ江南は宿泊を伴う施設であり、宿泊者や宴会利用者等不特定多数の施設利用者が出入りする施設である。指定管理者としては、施設利用者の安全確保が優先されるとの考え方から、職員のケガを心配したこと、壁を破損させた原因者に不法行為が認められないことにより、自ら修繕を行ったものである。

平成29年4月19日に生じたとされる本件について、現状は指定管理者により修繕がされており、その費用は指定管理料で賄われており、市に損害は発生していない。請求人は、美観を損ねることなく修繕がなされていないと主張しているが、現在のすいとぴあ江南は建設から27年が経過し、本件以外にも修繕が行われている箇所が見受けられることから、現状の修繕の状態が利害関係のある江南市職員であったからではないかとする請求人の主張は認められない。

以上のことから、壁の破損について、損害賠償請求権が発生する事案ではないとした市の判断には妥当性があり、市に損害賠償請求権は発生していないため、財産の管理を怠る事実は存在しない。また、公の目的に供用するについて支障のない状態に維持することを目的とする公物管理上も問題がないとみるのが相当である。

#### 4 結論

請求人の主張のうち、一部は要件を満たさないことから却下し、一部は理由がないものと判断し、棄却する。